

全大阪生活と健康を守る会連合会との協議等議事録（要旨）

政策企画室 広聴担当

- 1 日 時 令和7年12月18日（木）10時00分 ～ 12時00分
- 2 場 所 市役所地下1階 第11 共通会議室
- 3 団 体 名 全大阪生活と健康を守る会連合会
- 4 協議等の趣旨 平和と民主主義・くらしと健康を守る 2026 年度予算要望書
- 5 出 席 者
（団体側）
32 人
（本 市）
福祉局 2人

6 議 事

（1）申請権の確立について（項目番号5.（1）4. イ～チ）

団体要望概要

- ・申請時に財布の中身確認について、社会常識に欠ける行為であるため、人権を重視した対応について周知徹底して欲しい。
- ・申請の際の面談に第三者の同席は認めているか。

本市説明概要

- ・所持金については、自己で把握した金額を申告いただければよいと考えている。あらためて周知する。
- ・申請者の意向に留意して同席を認めている。

（2）扶養義務調査について（項目番号5.（1）11. イ～ニ）

団体要望概要

- ・扶養照会を送付されることを恐れ、生活保護を諦める要保護者もいる。また、親族と関係が途切れている人も多く、扶養は難しい場合が多い。
- ・扶養照会自体を廃止して欲しい。
- ・住所を記載して送付することが問題。受給者の住所が親族に伝わりトラブルにつながった案件もある。住所を空欄にして送付している自治体もある。（意見のみ）

本市説明概要

- ・扶養義務者との関係性を確認した上で、扶養が期待できないと判断された場合は扶養照会を送付

しないこともある。扶養が期待できる場合は実施する。

- ・照会により、途絶えていた関係が再開するきっかけになることもある。経済的な援助だけでなく精神的なサポートが期待できる場合もある。

(3) 夏季、年末一時金について（項目番号5.（1）23.）

団体要望概要

- ・「地方自治体に裁量の余地がない」との本市の回答は被保護者を切り捨てるような印象である。一方で医療扶助の自己負担を求める旨を国に要望するなど、矛盾しているのではないか。

本市説明概要

- ・生活保護基準にかかる内容については、地方自治体に裁量の余地がない。国には、生活保護の目的である最低限度の生活を保障するよう要望している。

(4) エアコンの設置・修理について（項目番号5.（1）32.）

団体要望概要

- ・エアコンをはじめ、家電製品が壊れた際の修理費用について認めて欲しい。
- ・冷蔵庫等の買い替えに備え、貯金することは認められるか。
- ・エアコンがあっても故障している場合は扶助対象になるのか。扶助対象となる場合、取り外し費用も対象となるのか。

本市説明概要

- ・一時扶助については国の実施要領に基づき支給しており、修理費用は対象とされていない。
- ・家電製品の買い替えを目的とした貯金（必要額）は認められる。
- ・壊れてエアコンとしての機能がないのであれば、持ち合わせていないとして扶助し得る。取り外し費用については確認し次回回答。

(5) 障がい者加算について（項目外）

団体要望概要

- ・税申告や市営住宅の減免手続き時に有効な「障がい者控除対象者認定書」により、生活保護の障がい者加算を認めるよう働きかけて欲しい。（意見のみ）
- ・障がい手帳を取得していなくても特別障がい者手当の受給をもって障がい者加算は認定されるのか。

本市説明概要

- ・家族介護料については、当該高齢者の介護の必要性が障がいによるものか加齢によるものかを精査して判断するものである。

(6) 家庭訪問時の対応について（項目外）

団体要望概要

- ・CWの訪問について、事前に連絡して欲しい。
- ・家庭訪問で、自宅の写真を撮影されたが、人権感覚が欠けているのではないか。配慮が必要であ

る。

本市説明概要

- ・家庭訪問は個別の状況に応じて実施しており、事前連絡の有無も個別の状況による。
- ・住宅維持費を扶助するために、修繕を要する場所の撮影を行うなど、撮影の目的を説明し、同意を得た上で撮影すべきであると認識している。確認する必要性が無い旨は改めて周知徹底していきたいと考えている。